

●香川県告示第449号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び丸亀市都市経済部建設課において平成22年11月5日から同月25日まで公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 出願年月日

平成22年10月8日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

丸亀市土地開発公社 理事長 宮川 明広

丸亀市垂水町3245番地2

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町22番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成18年3月22日付け17港湾第51091-6号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）、④の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と既設工作物との境界線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点	二等三角点下真島（北緯34度18分7.6605秒、東経133度45分52.6889秒。以下「基点」という。）から129度16分05秒、979.91メートルの地点
②の地点	①の地点から62度13分48秒、5.79メートルの地点
③の地点	②の地点から332度13分48秒、1.38メートルの地点
④の地点	③の地点から62度13分48秒、2.39メートルの地点
⑤の地点	④の地点から152度13分48秒、0.35メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から62度13分48秒、0.50メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から152度13分48秒、241.00メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から242度48分54秒、8.23メートルの地点

(3) 面積

2,032.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

丸亀市昭和町29番、22番4、19番2、22番1及び19番の地内並びに29番、22番4及び19番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びDの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から129度57分13秒、969.63メートルの地点
Bの地点	Aの地点から62度13分48秒、44.00メートルの地点
Cの地点	Bの地点から152度13分48秒、249.98メートルの地点
Dの地点	Cの地点から242度13分48秒、44.00メートルの地点

(3) 面積

10,998.99平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地